

## 板橋区民生委員・児童委員活動費支給実施要綱

(令和5年3月23日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が日常活動を行うに際し、必要となる交通費等の活動費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この要綱に基づく活動費の支給対象者は、民生委員とする。

(支給時期)

第3条 活動費の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 4月から6月までの活動費 支給時期 6月
- (2) 7月から9月までの活動費 支給時期 9月
- (3) 10月から12月までの活動費 支給時期 12月
- (4) 1月から3月までの活動費 支給時期 3月

2 民生委員一斉改選年度の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 4月から6月までの活動費 支給時期 6月
- (2) 7月から9月までの活動費 支給時期 9月
- (3) 10月から11月までの活動費 支給時期 11月
- (4) 12月から3月までの活動費 支給時期 3月

3 退任した者については、退任の時期が支給月より前の月であっても本条第1項及び第2項で定める支給時期に支給するものとする。

(支給金額)

第4条 民生委員が月に1日以上在職し、かつ、月中に活動実績があった場合には、次に定める活動費を支給する。

- (1) 板橋区民生・児童委員協議会の代表会長の任にある民生委員 月額18,000円
- (2) 板橋区民生・児童委員協議会の地区会長の任にある民生委員 月額12,000円
- (3) その他の民生委員 月額11,000円

(支給方法)

第5条 民生委員より徴した別紙に基づき、指定された口座に振り込むものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 民生委員活動費等口座振込依頼書兼支払金受領権委任状

私に支給される民生委員・児童委員活動費（以下「民生委員活動費」）については、下記のとおりに取り扱ってください。

### 記

1 私に支給される民生委員活動費等は、以下の口座に振り込んでください。

フリガナ							
口座名義							
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合						支店
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号					

2 上記口座に振り込む民生委員活動費のうち、以下に掲げる会費等を下記口座に振り込みをお願いいたします。

- (1) 全国民生委員・児童委員互助共励会事業会費
- (2) 板橋区民生委員児童委員互助共励会会費

振込み口座及び受取人	
●振込先金融機関	東京信用金庫 板橋支店
●預金種別	普通
●口座番号	
●受取人住所	東京都板橋区板橋二丁目66番1号
●受取人氏名	
●役職名	板橋区民生委員・児童委員互助共励会 会計

年 月 日

民生委員・児童委員

住 所 板橋区

氏 名 \_\_\_\_\_

板 橋 区 長 様